短期継続融資保証制度

ケイゾク 通常枠

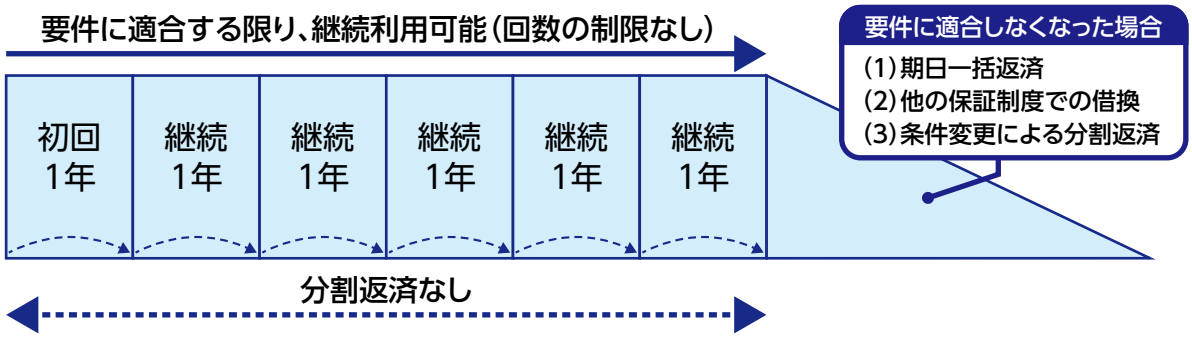
「ケイゾク（通常枠）」は中小企業者に資本性に近い資金を供給することにより、資金繰りの安定を図る保証制度です。

決算期毎の保証申込を通じ、経営状況の把握に努め、継続した支援を行うことにより中小企業者の成長、発展に資することを目的としています。

本制度の特長

- ◆ キャッシュアウトを伴わないため、**資金繰りに余裕**が生まれます。
- ◆ 要件に適合する限り**継続利用ができる**ため、安心感をもって本業に専念できます。
- ◆ 金融機関および信用保証協会による、**適切なモニタリングの実施**と業況の変化に応じた**各種支援を受ける**ことができます。

本制度ご利用のイメージ



継続は新規保証の申込を受け、借換により手続きを行います。
ただし、次のいずれかに該当する場合は継続できません。

(1) 直近の決算で債務超過の場合
　ただし、債務超過の要因が一過性であり、次期決算は解消できると融資金融機関による意見書によって説明が得られる場合は1期限り、継続を認めます。
(2) 既保証付融資の返済条件を緩和した場合
(3) 著しい社外流出など、本制度が目的に反して利用された場合
(4) その他、保証利用要件を満たさなくなった場合

※初回・継続いずれの場合も保証審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

支える味方、保証の力
滋賀県信用保証協会

短期継続融資保証制度

ケイゾク 通常枠

対象となる方	次のすべての要件を満たす中小企業者の方 (1) 滋賀県信用保証協会の保証対象要件に該当する中小企業者で、1期(6か月)以上の決算を実施している法人および個人。 (ただし、個人の場合は、正規の簿記の原則(複式簿記)により記帳をし、最高65万円の青色申告特別控除の適用を受けている事業者に限る。) (2) 申込時点において滋賀県信用保証協会の保証利用があること、もしくは申込金融機関で融資取引があること。 (3) 直近の決算で債務超過でないこと。 (4) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。
保証限度額	1,500万円以内(税理士連携枠と合計で3,000万円以内とする。) (ただし、平均月商(直近決算)の3か月以内とし、1金融機関1口とします。)
資金使途	運転資金
保証期間	12か月以内
貸付形式	手形貸付または証書貸付
返済方法	一括返済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて
連帯保証人	原則として、法人代表者以外は不要
保証料率	年0.45%～1.90% (単位：%) カテゴリ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 保証料率 1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45 ※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能です。
必要書類	①資格要件確認票兼推薦書・同意書(所定様式) ②融資金融機関による意見書 (継続時、直近決算(確定申告)において債務超過である場合、一過性の要因であるとの説明)

支える味方、保証の力
滋賀県信用保証協会

●お問い合わせ
保証部　保証第1課・保証第2課
TEL (077)511-1321/1322
FAX (077)524-7030
http://www.cgc-shiga.or.jp 滋賀県信用保証協会 検索